

事業再評価調書

(対応方針決定時点)

事業名		大阪市公共下水道事業（高度処理事業）	
担当		建設局下水道河川部調整課（連絡先：06-6615-7594）	
1 再評価理由		国庫補助事業を除く事業で事業再評価を実施した年度から5年以上が経過し、なお継続中のもの（国庫補助事業であったが平成22年度より交付金化）	
2 事業概要	①所在地	大阪市域（流域関連公共下水道区域除く）	
	②事業目的	<p>大阪市の下水道はほぼ全市域に普及し、市内の河川水質は大幅に改善されているが、大阪湾は閉鎖性海域であるため、窒素・リン等の栄養塩類を含む底泥が堆積するとともに、富栄養化が進行しており、赤潮の発生など海域での水質汚濁が慢性化し、一部海域において環境基準が未達成となっている。</p> <p>国土交通省と関係府県、市町村で策定した大阪湾流域別下水道整備総合計画基本方針（平成20年3月）における整備目標（暫定目標…窒素：10mg/L）を達成できるよう、処理施設の更新に合わせて、順次高度処理を導入する。</p>	
	③事業内容	<p>高度処理に対応した水処理施設の新設 2か所</p> <p>高度処理に対応した既設水処理施設の改造（設備機器更新等） 3か所</p>	
3 事業の必要性の視点	①事業を巡る社会経済情勢等の変化	建設局運営方針において、良好な水環境の創出のために河川や海の水質環境基準の達成をめざし、老朽設備の更新にあわせて施設の高度処理化を図るとしている。	
	②定量的効果の具体的な内容	<p>[効果項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共用水域の水質保全効果（窒素等の栄養塩類が除去されることによる水質汚濁の軽減効果） <p>→定量化において、栄養塩類を浚渫により除去するための費用を便益として代替している。</p> <p>[受益者]</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪市域の下水処理場から放流される公共用水域の利用者（市内河川の水環境や景観の保全により、水都大阪にふさわしい都市魅力を楽しむことができるとともに、閉鎖性水域である大阪湾、瀬戸内海の富栄養化を防止できる。） 	
	③費用便益分析	<p>[算出方法]</p> <p>下水道事業における費用効果分析マニュアル（案）（平成18年11月 社団法人 日本下水道協会）および同（案）（追補版）（平成20年4月 社団法人 日本下水道協会）に準じて実施（代替費用法）</p> <p>[分析結果]</p> <p>費用便益比 B/C=8.34 （総便益B：5,920億円、総費用C：710億円）</p>	
	④定性的効果の具体的な内容	<p>[効果項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> 窒素以外の汚濁物が除去されることによる水質汚濁の軽減効果 <p>[受益者]</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪市域の下水処理場から放流される公共用水域の利用者 	
	⑤事業の必要性の評価	費用便益比が1以上と投資効果があり、また法令で規定されている計画を下水道事業者の責務として遵守する観点からも必要性は高い。	評価

	事業開始時点 (平成20年3月)	前回評価時点 (平成20年3月)	今回評価時点 (平成25年3月)	
4 事業の実現見通しの視点	①経過及び完了予定	事業開始年度 平成19年度 事業完了予定 平成37年度	事業開始年度 平成19年度 事業完了予定 平成37年度	事業開始年度 平成19年度 事業完了予定 平成37年度
	②事業規模	導入処理場数 5か所 (窒素除去対応)	導入処理場数 5か所 (窒素除去対応)	導入処理場数 5か所 (窒素除去対応)
	うち完了分	—	導入済処理場 0か所	導入済処理場 0か所
	進捗率	—	—	—
	③総事業費	350億円	350億円	350億円
	うち既投資額	—	0億円	15億円
	進捗率	—	0%	4%
	④事業内容の変更状況とその要因	事業内容および事業費については変更していない (前回評価(H20.3時点)までは、公共下水道事業全体を1事業で評価。 施策の効果をより明確に示すため、今回評価より施策別(抜本的浸水対策、合流式下水道改善、高度処理)に分けて評価を実施している。)		
	⑤未着工あるいは事業が長期化している理由	今福下水処理場においては平成27年度の供用開始に向け事業が進捗しており、事業全体としては概ね着実に進捗している。		
	⑥コスト縮減や代替案立案の可能性 (事業を進捗させるための対応策)	高度処理について、可能な限り既存施設を有効利用すること等によるコスト縮減や運転管理の工夫等による効果の早期発現を図っているが、現在検討中の経営形態の見直しをはじめ、今後も引き続き効率的・効果的な事業実施を行っていく。		
⑦事業の実現見通しの評価	事業全体としては概ね着実に進捗が図られている。		評価 B	
5 事業の優先度の視点の評価	[重点化の考え方] ・建設局運営方針において重点的に取り組む戦略として位置付けられており、重点的に予算を投資し事業を推進する。 [事業が遅れることによる影響] 事業が遅れることにより、大阪湾流域別下水道整備総合計画に規定されている水質基準を達成年限(暫定基準:平成37年度末)までに完了できない。		評価 B	
6 特記事項	平成20年度の再評価の対応方針(大阪市公共下水道事業)は事業継続(B)であり、現在、その方針に沿って概ね計画的に整備を実施している。			
7 対応方針	事業を取り巻く社会経済情勢等の変化による、河川の水質浄化を目的とする本事業の必要性の変化はなく、また、法令に基づき下水道事業者がその責務を果たすために当該事業を進めていく必要がある。事業については概ね着実に進捗しており、完了までの目途はたっている状況である。以上を総合的に勘案し、「事業継続(B)」とする。 今後も引き続き、コスト縮減や効果の早期発現を図りながら、老朽設備の更新に合わせて着実に事業実施に努め、平成37年度での事業完了をめざす。		評価 B	